

令和7年那審第3号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年9月2日21時00分

鹿児島県麦屋漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 0.2トン

登 録 長 5.68メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

漁船法馬力数 30

3 事実の経過

Aは、船体後部に操縦区画を配し、船尾中央に船外機を備えた、素潜り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和6年9月2日19時00分麦屋漁港の係留地を発し、同漁港東方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、19時30分前示漁場に到着後、操業を行ったのち、20時58分少し過ぎ与論島赤埼灯台（以下「与論灯台」という。）から169度（真方位、以下同じ。）1,060メートルの地点を発進し、すぐに針路を278度に定め、毎時15.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で進行して帰途に就いた。

ところで、麦屋漁港は、鹿児島県与論島南東部に位置する西方に開けた漁港で、陸岸から約200メートルないし約700メートル沖合にかけてさんご礁（以下「麦屋礁」という。）が拡張し、麦屋礁外縁付近では磯波が発生していた。

a受審人は、発生地点付近を数え切れないほど航行した経験を有し、麦屋礁外縁付近で磯波が発生することを承知しており、平素、麦屋礁外縁から約50メートルないし約100メートル離して航行していた。

定針したとき、a受審人は、麦屋礁外縁付近では磯波を受けるおそれがあったが、与論灯台の灯光や街明かりの見え具合から、平素のと通りの針路で帰航しているので、航行に支障はないものと思い、右舷方の波の碎ける状況を見て、麦屋礁外縁から大幅に離すなど、磯波に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、船尾右舷側の収納区画上に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、麦屋礁外縁に沿って続航し、21時00分少し前左舷方から高起した磯波を受けて右舷側に大傾斜し、21時00分与論灯台

から193度1,000メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

転覆の結果、放置していた船体は行方不明となり、a受審人及び乗組員はいずれも泳いで麦屋漁港に着いた。

（原因及び受審人の行為）

本件転覆は、夜間、麦屋漁港東方沖合において、帰航する際、磯波に対する安全確保の措置が不十分で、麦屋礁外縁に沿って航行中、左舷方から高起した磯波を受けて右舷側に大傾斜し、復原力を喪失したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、麦屋漁港東方沖合において、帰航する場合、麦屋礁外縁付近では磯波を受けるおそれがあったから、右舷方の波の碎ける状況を見て、麦屋礁外縁から大幅に離すなど、磯波に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、与論灯台の灯光や街明かりの見え具合から、平素のと通りの針路で帰航しているので、航行に支障はないものと思い、磯波に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、麦屋礁外縁に沿って航行中、左舷方から高起した磯波を受けて右舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆する事態を招き、船体を行方不明とさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年8月26日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也